

進捗表：バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方

令和3年9月21日

再エネ等規制等総点検タスクフォース 事務局

	論点	意見（委員ペーパー、事業者要望等）	環境省・農水省・国交省・経産省・林野庁の回答
1	目標設定（バイオマスのエネルギー利用目標）	<ul style="list-style-type: none"> 次期バイオマス活用推進基本計画において、エネルギー基本計画の改定の進捗を見極めつつ、食品廃棄物に関しては、メタン化などのエネルギー利用等を進め、年限を定めて適正処理（単なる焼却（発電なし）・埋立て）をなくすための取組を進めるべき。 バイオマスの種類ごとの利用率目標の再設定に止まらず、エネルギー利用率の目標を定めるべき。 	<p>【対応予定】（農水省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱炭素に向けたバイオマスのエネルギー利用を推進する観点から、<u>今年度中に改訂予定の次期バイオマス活用推進基本計画において、食品廃棄物を含むバイオマスのエネルギー利用に関する目標の設定について関係省庁等と協議の上検討する。</u> <p>【対応中】（農水省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物のメタン発酵により発電を行うとともに、発酵廃液を肥料利用することは、メタン化事業者の所在する地域や、飼料化・肥料化の需要が少ない都市部等では有効。優良事例や支援措置についての情報提供等により取組を促進しているが、今後も積極的な活用を推進していく。 <p>【対応中】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>発電設備が付いていない小規模な自治体の焼却施設でもエネルギー回収ができるよう、技術開発や補助金活用し、引き続き対応していく。</u>
		<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物は、単に肥料として土にばら撒くよりも、先にメタンを抽出した上で肥料化する方が、資源利用・脱炭素という点から適切ではないか。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 地域での適正処理や焼却施設ごとの費用対効果に配慮しつつ、できる限り自治体が保有する焼却施設に発電機を付けていく取組を強力に後押しすべき。 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、現在、平成元年以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物焼却施設の更新需要を迎えているが、莫大な費用を要するため、市町村に対し<u>循環型社会形成推進交付金等による支援を実施中</u>。施設更新の際の同交付金等の<u>交付要件として、エネルギー回収率の要件（熱回収による発電が主要な方法）</u>がある。 ・ また、発電設備を設置しない要因として、施設が小規模であり技術的かつ費用対効果的にエネルギー回収が非効率であることが考えられるが、現在、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進し、廃棄物焼却施設の新設の際にはかかる広域化・集約化の検討を循環型社会形成推進交付金等の交付要件としていることもあり、今後施設は大規模化していくことが見込まれる。施設が大規模化されれば、ごみ焼却量が増加し、全連続運転もできるので、効率的なエネルギー回収が可能となる。 ・ なお、これらの支援策の KPI としては、<u>地球温暖化対策計画の廃棄物処理における取組のうち、一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入に係る対策評価指標として「ごみ処理量当たりの発電電力量 (kWh/t)」を設定しており、2030 年目標 (359～428 kWh/t) に向け、深掘りを進める予定</u>。 (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/beppyou.pdf:別表 1-44)
--	--	--	--

<p>廃掃法の抜本的見直しや硬直的運用の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産廃と一廃の区分廃止や廃棄物から外した上で「第三者認証基準・認証制度（民間認証等）」で規制するなど、想定される環境被害に応じた合理的な規制体系への転換を検討すべき。 （例えば、もとは人間が口にするものであった「食品循環資源」は、環境負荷においても他と明確に区別ができるため、新しい分類カテゴリーを設定するなど、その実態に準拠した制度設計を検討するなど。） ・廃掃法自体が新たな環境の中で最適な法体系になっていないのではないか。不適正処理の排除は重要で否定するものではなく、個別分野でリサイクルを進めてきたことも理解するが、売れ残りドーナツのように一廃産廃が分かれ、別処理がされることはリサイクルやエネルギー利用を更に進める上で合理的ではなく、合理的なものにすべき。 	<p>【対応不可】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本では、不適正処理が多かったことから、廃掃法はより厳格にする流れで議論されてきた。一方、リサイクルを進めることは重要な施策であり、廃掃法とリサイクル法のワンセットで対応してきた。バイオマス・食品を対象とした食リ法の使い勝手をより良くすることが必要と考える。 ・一括して処理を規制している廃掃法と個々のリサイクル法の2本立てでやってきた。リサイクルを進めるべき物品があれば、調査の上で新しい仕組みをチャレンジしていくことは引き続きやっていく。 ・一廃産廃は廃掃法を作った際の肝になる部分。議論に上っている両許可があってもそれを混載してはいけないという運用に関しては、これを解消することで前に進めたい。 ・なお、<u>再生可能エネルギー発電の原料となりうるバイオマスについて、諸外国における廃棄物の区分と処理責任、処理業者の義務、規制緩和の措置等（業許可と施設設置許可の両方の観点から）を令和3年度中に調査し、整理・比較する。その結果も踏まえて、適正処理とリサイクルを促進するための必要な検討を行う。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・一廃産廃両方の許可を有する場合には、混合収集及び混合処理を法律上禁止していないことを技術的助言で明確化し、令和3年9月までに自治体に周知すべき。 ・各自治体が混合収集・処分を禁止する指導を行っているか否かの 	<p>【対応予定】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の指導の実態について調査を行い、<u>事例を収集した上で、一廃と産廃の混合収集・処分は原則可能である旨と、その場合の産業廃棄物管理票の記載、処理後の残さの扱い等に</u>

	<p>実態を把握した上で、科学的な根拠等に基づく合理的な指導か否かを調査し、自治体に対してその根拠を公開するとともに指導が適切かどうかを改めて点検することを求める技術的助言を令和3年度内できるだけ早期に実施すべき。</p>	<p><u>関する留意事項等について自治体に9月までに周知徹底する。</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> 一廃産廃両方の許可を有している施設で廃棄物を受け入れる場合、その後処理過程においては、受入れ時の一廃・産廃それぞれの分量に応じてその後の残渣等を案分管理することができるため、全国統一的に一廃・産廃の区分がない運用とし、一廃産廃2系統の処理工程を構築する必要がないような運用とすることを通知等で自治体向けに令和3年9月までに周知すべき。 	<p>【検討中】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>事業者及び自治体ヒアリングを行った上で</u>、以前の「営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合は、産業廃棄物の処理を業として行うものではない」（環廃産発第060331001号平成18年3月31日）を明確化した上で、<u>自治体に9月中に周知する。</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物に係る硬直的な許可運用（市町村の処理能力が十分なら許可しない）の改善策を検討すべき （従来は需給調整の観点から市町村単位できちんと処理することに重きが置かれていたことは理解するが、）新たなエネルギー利用やリサイクルの手法で処理をしたい事業者が出てきた際、既に需給調整の観点でキャパが足りているとの理由で許可をしな 	<p>【対応不可】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃掃法前の法律から市町村が処理責任を負い、廃掃法でも市町村の処理責任を規定し、最高裁でもこの判断が取り入れられている。これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であり、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必 	

	<p>いことが現在のニーズに即しているのか。海外事例も参考にして検討すべき。</p>	<p>要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであるから。この体系自体を見直すことは統括的な責任を根本から変えることにつながるため環境省としては考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(再掲) なお、再生可能エネルギー発電の原料となりうるバイオマスについて、諸外国における廃棄物の区分と処理責任、処理業者の義務、規制緩和の措置等(業許可と施設設置許可の両方の観点から)を令和3年度中に調査し、整理・比較する。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種汚泥はメタン発酵施設立上げ時に使用するのみで継続的に営利目的で使用するものではないため、一般廃棄物処理施設で産廃の種汚泥を受け入れる場合は産業廃棄物処理施設の許可を不要とすることを令和3年9月までに明確化・周知すべき。 	<p>【対応予定】(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の指導の実態について調査を行った上で、平成25年3月29日の通知の内容も踏まえつつ、<u>種汚泥は廃棄物に当たらないとする整理について検討し、その結果を自治体に9月までに周知する</u>。また、自治体が判断に迷う場合は環境省が相談を受けつけることとする。
	<p>(河野大臣コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体が迷う場合だけでなく、<u>自治体が間違っている場合には逆に事業者や市民の方から相談ができる、あるいは自治体に違うと言ってあげる仕組みを構築すべき。</u> <p>(例えば、自治体が「混合収集はダメ」だと事業者に言っている場合は、事業者から環境省に言ってもらい、環境省が「判断が違おうと」自治体に言えるような窓口がないといけない。しっかり受け付けられるようすべき。)</p>	<p>【検討中】(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業者からの相談についても対応できる体制及び方法を年内を目処に検討し結論を出す。</u>

3	<p>廃掃法の適用範囲の適正化、「廃棄物」該当性基準の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に影響のない範囲における、既存地下工作物（風力発電設備や送電用鉄塔の基礎杭等）の撤去・存置は、占有者・土地所有者が決定すべきことであり、自治体による存置可否の判断等は、廃棄物処理法の射程範囲外の行為であることを明確化・公表する。仮に、生活環境に影響のない範囲を明確に示すことが難しい場合でも、建築物における「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」が風力発電設備や送電用鉄塔の基礎杭等にも該当する場合には、自治体による存置可否の判断等は、廃棄物処理法の射程範囲外の行為であることを明確化・公表するとともに、所管の都道府県等の担当者へ令和3年9月までに周知すべき。 ・自治体への周知の際、いちいち自治体に伺いを立てて聞かなくとも良い、という点を明確にすべき。 ・ガイドラインを業界団体が作っていて、環境省が明確に示していないこと自体が問題。環境省で考えを明確にすべき。 	<p>【対応予定】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業界団体とも調整の上で、自治体に対し、地下工作物を残置することにより生活環境保全上の支障が生ずる恐れがないこと等の条件に沿った対応をすることを前提に、地下工作物を原則撤去とする必要はないこと等を9月中に自治体に周知する。</u>
		<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法等の基準を満たしており、かつ同一事業者が自社敷地内で発生したPSを自社敷地内にあるボイラー施設で確実にエネルギー利用することが見込まれる場合であれば、廃棄物として取り扱わないという整理とする、もしくは、廃掃法の施設設置許可の取得手続の簡略化（特例措置）することなどを検討すべき。 ・また、PS以外のバイオマス燃料に関しても、欧米の廃棄物規制を参考に、排出基準を満たし、かつ自社敷地内で確実にエネルギー利用が見込まれる場合などは、廃棄物として扱わない、もしくは、廃掃法の施設設置許可手続の簡略化（特例措置）等の方策を検討 	<p>【検討中】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業者ニーズ及び海外の規制について令和3年度中を目途に調査を行った上で必要な検討を行う。</u>なお、海外の規制においても、自社敷地内でエネルギー利用をする際に焼却施設の設置許可は必要であると認識している。

		<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の更新を行い、令和3年9月までに自治体に発出する。その際、単なる事例の更新にとどまらず、廃棄物とみなさなかつた事例及びその判断理由を明確に聴取し、各自治体が、廃棄物でないとの判断をしやすいものとするべき。 ・事業者からも十分意見を聞くべき。目安箱的な制度も検討すべき。 	<p>【対応予定】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事例集を更新し、自治体が迷ったときに参照できる他自治体の判断根拠等を整理し、公表する。また、本事例集の当てはめに関して判断に迷う場合は、環境省が相談を受け付けることとする。</u>ただし、事例収集や類型化を十分に行う必要があるため、<u>令和3年12月までに対応する。</u> ・ （再掲）事業者からの相談についても対応できる体制及び方法を検討していく。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定水準のトレーサビリティを確保でき、かつエネルギー利用することが確実な事業者については、廃掃法の再生利用認定制度等を活用することができることとするなど規制緩和し、令和3年度できるだけ早期に措置すべき。 	<p>【検討中】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省において、事業者ヒアリングを行い事業者ニーズについて把握した上で必要な検討を行う。
4	<p>食品リサイクル法の見直し① （エネルギー利用の位置づけの明確化、対象業種の拡大）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品廃棄物の処理方法ごとのLCAの再調査を実施し、その結果等を踏まえて、脱炭素に向けた食品廃棄物のメタン化等によるエネルギー利用推進の政策的位置づけを次期バイオマス活用推進基本計画等にて明確化すべき。 ・ 食り法の次期基本方針は令和6年度では遅すぎる。基本方針策定時から状況が変わっていることを踏まえ、食り法の基本方針の改定を早めるべき。（政令は政府の意思で定められる。） 	<p>【一部対応予定】（農水省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>LCAの再調査は、今後、食品リサイクル法の基本方針及びバイオマス活用推進基本計画の検討の中で専門家の意見も聴きながら対応を検討する。</u> ・ <u>外食産業等の食品廃棄物のエネルギー利用の促進のため、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」等について明記する方向で検討する。</u> ・ 政令上、基本方針は概ね5年毎に定めるとしているが、バイオマス活用推進基本計画の改定を通じて食品廃棄物を含めたバイオマスの利用についての目標が今年度末に改

			<p>訂される予定であることから、<u>制度改正を含む当該目標を達成するための具体的手段に関連する事項については、その目標を踏まえた上で、目標改訂に続く来年度上期を目途に、基本方針の一部改正を通じて一体的に議論・決定していく予定。</u></p>
		<ul style="list-style-type: none"> 食品関連事業者と同等の取組を求めることまでせずとも、食品廃棄物を排出する全ての主体を食品リサイクル法の対象として、リサイクルを働きかけるよう検討するとともに、食品関連事業者4業種以外の排出者から発生する食品廃棄物の収集運搬に対しても収集運搬の特例制度（の対象となるような制度変更（政令改正）を令和3年度内できるだけ早期に実施する。とりわけ「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」を対象とするような措置を速やかに講ずるべき。 	<p>【一部対応予定】（農水省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社員食堂等の食品関連事業者の者以外の者についても、広く排出削減を促すため、<u>次期食品リサイクル基本方針において、社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性について明記する方向で検討する。</u> 制度変更の必要性については、指摘のあった業種に対して、<u>食品廃棄物の発生状況やリサイクルの状況を聴取し、実態を把握した上で、来年度上期を目途に改正予定の次期食品リサイクル基本方針の議論の中で併せて対応を検討する。</u>
5	食品リサイクル法の見直し②（2つの特例制度の適正化）	<ul style="list-style-type: none"> 登録再生利用事業者制度において、事業開始後1年以上の実績が認定の条件となっているが、事業開始と同時に認定が受けられるような制度変更を実施するとともに、同特例制度の中で実態として必要となっている自治体間協議の簡素化を令和3年度内できるだけ早期に図るべき。 	<p>【対応予定】（農水省、環境省） （農水省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良な再生利用事業者の育成を促進するため、<u>過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者についても登録を受けることができるよう見直す方向で検討する。</u> <u>食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、来年度上期を目途に改正予定の次期食品リサイクル基本方針の議論の中で併せて検討する。</u>

			<p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品リサイクル法においては、当該特例の適用に係る自治体間協議を求める規定はない。その旨を改めて、9月に自治体担当者に向けた研修会において周知。
		<ul style="list-style-type: none"> 再生利用事業計画認定制度上の再生利用に係る製品（特定肥飼料等）の対象に、メタン発酵を経て得られるエネルギーも含まれるよう制度変更を行うなど、エネルギー利用によるリサイクル・ループの認定が可能となるような措置を令和3年度内できるだけ早期に講じるべき。 	<p>【検討中】（農水省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 同制度は、食品循環資源を利用して得られた特定肥飼料等について、農林漁業者が農畜水産物の生産に利用し、それにより得られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する必要がある。そのため、飼料、肥料（メタン化の際発生する廃液の肥料利用を含む）、メタン等を製造する再生利用事業が認定の対象。メタンを製造する事業の認定事例として、メタン化の際発生する廃液を液肥として利用するものがある。 メタン発酵により得られる電力は農林水産業に限らず様々な用途が考えられる中、エネルギー利用によるループをどのように考えるべきか<u>多分野の専門家の意見を聴きつつ、来年度上期を目途に改正予定の次期食品リサイクル基本方針の議論の中で併せて対応を検討する。</u>
6	廃掃法や食品リサイクル法に基づく事業系一廃の処理手数料に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> 排出側にコスト面の観点からではなく、GHG削減の観点から、メタン化処理等へのインセンティブ働く制度を検討すべき。 	<p>【対応予定】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 先月、国・地方脱炭素実現会議において、地域脱炭素ロードマップが策定された。当該ロードマップに基づいて、地域特性に応じた食品ロス削減とメタン化を含む食品リサイクルの推進方策を検討する。
		<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物に関しては、自治体が廃掃法に基づき策定する一般廃 	<p>【対応予定】（環境省）</p>

		<p>棄物処理基本計画において食品廃棄物のリサイクル手法・目標値を策定することの義務付け等を検討すべき。なお、その達成手段の一つとして、自治体における発電設備なしの単純焼却施設での受け入れ禁止や一般廃棄物処理手数料の引上げも排除しないこととすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備なしの単純焼却施設での受け入れ禁止について、施設更新時期でのエネルギー利用への切り換え機会を活用して転換を進めるなどの目標設定もすべき。 ・ ある程度の設備規模がないと効率的な発電ができないため、自治体の広域処理を国として進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より望ましい形での資源化を促進する観点から、令和3年度中に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂し、<u>市町村における受入量の縮減を図る方策を検討すべき旨とともに、地域における資源化施設等での受入価格水準等についても考慮の上、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい旨</u>を周知する。 ・ また、2050年カーボンニュートラル宣言、国・地方脱炭素実現会議等を踏まえ、<u>廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)を策定したところ</u>であり、<u>焼却施設の省エネルギー化、バイオマスエネルギーの利用等についても、上記の有料化に係る政策も活用しつつ、制度面も含めて、より具体的な検討(深度化・精緻化)を進める予定</u>である。
7	下水道法関連 (下水処理場の有効活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業の脱炭素社会への貢献、収益性改善、民間事業者による技術革新等の広がりに寄与することから、国土交通省は、下水道法の改正又はその運用指針の改正等を行い、下水処理場での地域バイオマスや消化液の受入れ、再生可能エネルギー供給源としての位置づけを明確化し、その法定計画に基づき自治体下水道部局等において下水道事業計画を変更し、再エネ活用目標の設定等を実施するよう自治体に通知すべき。 ・ 施設管理を行う下水道部局が主体になり廃棄物部局と連携し実施すべきであり、下水道部局が中心になり目標を作るべき。 (第10回TF：水循環政策に関して取りあげた)水力発電等の導 	<p>【対応予定】(国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水循環政策本部事務局とも連携し、自治体への調査も行った上で目標設定を行う予定。 ・ 今後の次期温対計画の見直しにおいて、国としての目標を位置付ける予定。また、地方公共団体への働きかけについて環境省と連携して検討する。

	<p>入目標・ロードマップを内閣官房ヘッドで作ることになっており、下水処理場での再エネ活用もこの目標・ロードマップの策定の内数に入ってくると思うので、お願いしたい。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省は、ごみ処理基本計画策定指針の変更等を行い、一廃及び産廃（合わせ産廃）について地域バイオマス資源の有効活用、再生可能エネルギー供給源としての下水処理場の位置づけを明確化し、それに沿った市町村の一般廃棄物処理基本計画又はその運用に変更するよう自治体に通知すべき。 ・下水道処理場でごみなどを受け入れて処理する場合に、処理場内で受け入れた時点で下水道法のみ適用対象として、廃掃法の施設設置許可を不要とするようにすべきである。 	<p>【対応予定】（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化するよう、事例収集し、導入の検討に向けて自治体に周知する。</u> ・ 公共下水道管理者は、汚水ます、終末処理場その他の公共下水道の施設から生じた汚泥等のたい積物その他のものについては、その限りで廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用さないが、それ以外の廃棄物を受け入れる場合は、原則として一般廃棄物又は産業廃棄物の処分業の許可が必要。その上で、<u>下水道法が適用されない場合の自治体における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用について調査し、可能な限り類型化した上で公表することを検討。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省と環境省が密に連携し、自治体の下水部門と廃棄物部門の縦割り行政が地域バイオマスの推進の障壁とならないよう効果的な取組を検討すべき。 	<p>【検討中】（国交省、環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体へのヒアリング等を行い、障壁となり得る課題について調査する。
メタン発酵処理	<ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場の構内又は隣接する場所に設置されたバイオガス発電 	<p>【対応中】（国交省）</p>

	施設より発生する消化液処理の公共下水処理施設における受入れ	<p>施設について、消化液を下水処理場に放流するための専用の管渠等を設置し、官民連携で下水処理を進めるべき（＝事業者側の排水処理施設を省略すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用の管渠等に放流された消化液に排水基準が適用されると、事業者は排水基準を守るために排水処理施設を設置する必要があります（＝官民連携での下水処理は不可能となり、事業者及び自治体で個別に下水処理を行うことになる。官民連携の下水処理のために、一定の条件（例えば、バイオガス発電施設と下水処理場を専用の管渠等で接続し、事業者が応分の処理費用を負担する場合）の下で、排水基準が適用されない運用にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第 10 条に定める通り、公共下水道が供用されている地域においては、下水を公共下水道に流入させるための排水設備の設置義務が生じるため、<u>提案内容の消化液についても、現行法にて公共下水道への受入れが可能。</u> ・水質が下水道法施行令第 9 条の 4 等で定める基準を超える、消化液を含む下水を、継続して公共下水道に排除する場合には、<u>公共下水道管理者が定める条例の規定に基づき、除害施設の設置等の措置を講ずる必要がある。</u>
8	FIT 認定要件の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・処分業許可等を有していない事業者が排出事業者と覚書を取り交わすことの要件を速やかに不要とすべき。 	<p>【検討中】（経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電利用するバイオマスの安定調達が見込まれることを担保するものとして食品循環資源提供に関する覚書の締結を求めているものであり、<u>今後検討し、必要性和妥当性が認められた場合には対応を検討。</u>
9	木質バイオマス発電に係る手続の合理化・適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT 定期報告等を通じた発電所の燃料使用実態の適切な把握を定期的に実施するとともに、林野庁等関係省庁と発電所の燃料使用実態の状況を共有すべき。 ・FIT 事業者が出す定期的な報告や賦課金の支払いのタイミングもあり、これらも利用すべき。 ・年間 5 件程度の実態調査は件数として適切なのか。 	<p>【対応中】（経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FIT 認定においては、<u>木質バイオマス証明ガイドラインに基づく由来証明書を提出させ、経産省で確認を行うとともに、再エネ特措法に基づき農林水産省にも協議を行った上で認定。</u> ・平成 30 年度降、<u>木質バイオマス証明ガイドラインの運用実態調査として、毎年度 5 カ所程度、林野庁と連携して発電事業者、素材生産事業者等の現地調査を実施（昨年度は新型コロナウイルスの影響もあり、3 箇所実施）。</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>今後の新規稼働状況、今年度実施予定の調査結果等も踏まえ、実地調査対象を増やすことや追加的な措置について、必要に応じて林野庁と協議・検討していく。</u> ・ まずは上記実地検査に基づく実態把握を行いつつ、問題がある事案については再エネ特措法に基づく報告徴収や指導等を活用しながら適切に対応していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーとして用いるバイオマス持続可能性基準確保の義務化（非 FIT も含めたエネルギー政策全体での対応）を検討すべき。 	<p>【対応予定】（経産省、農水省（林野庁））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （経産省）指摘を踏まえ、非 FIT への適正化を図っていくか検討する。 ・ （林野庁）資源エネルギー庁と連携し検討。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性 WG で、木質バイオマスを含むすべてのバイオマス燃料について、統一的な議論を実施すべき。 	<p>【対応予定】（経産省・農水省（林野庁））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （経産省）持続可能性をどう確保するか観点で、認証基準、食料競合、GHG の観点等で議論を実施している。木質バイオマスを含む全てのバイオマス燃料について <u>GHG の観点から基準作り、意味あるバイオマスの支援につなげていくよう検討。</u> ・ （林野庁）今後も、バイオマス持続可能性 WG での議論において経済産業省と連携。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質バイオマスに関連する複数制度（発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（2012年）、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（2006年）、クリーンウッド法）について、事業者や NGO などのステークホルダーにとってわかりやすく、かつ有効性の高いものに再整理を行う。特に、クリーンウッド法については、新たな森林・林業基 	<p>【対応予定】（農水省（林野庁））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ステークホルダーにとって分かりやすくかつ有効性の高い制度としていくため、<u>令和4年度半ばまでに日本木質バイオマスエネルギー協会、輸入材を扱っている発電事業者、輸入商社、NGO 団体にヒアリングにより実態把握や課題整理を実施し、検討する。</u>

		<p>本計画の記載に沿って、合法性確認の徹底を図るために、必要な法律改正も含めて総合的に検討を行うべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンウッド法について、ヒアリング等を通じた合法性確認の詳細な実態把握等を行いつつ、先般閣議決定された森林・林業基本計画の記載に基づき、木材調達に係る合法性確認の徹底を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源エネルギー庁と林野庁にまたがる手続は、窓口の一本化などを通して合理化を図るべき。その際、IT 技術の活用や情報の公開を徹底して効率化するべき。 	<p>【対応中】（経産省・農水省（林野庁））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FIT 申請に当たっての窓口は経済産業省に一本化されており、申請があった場合、経済産業省での審査後、経済産業省から農林水産省（林野庁）に協議を行うこととされている。